

明るい県政はみんなの投票で

15日は県議会議員選挙

私たちの県政をこれから四年間にならぬ県議会議員の選挙が、4月15日(土)に行なわれます。いうまでもなく、この選挙は、富山県の発展、私たちの暮らしに直接つながるたいせつなものであり、私たちの一票が、その「よしあし」をきめる重要なカギとなります。

15日の投票日には、住みよい県政をつくるために、正しい一票を投じましょう。

投票所は、午前7時から午後6時までひらいてあります。ただし松倉第一投票所(白倉小学校)、松倉第二投票所(古鹿熊分校)は午前7時から午後4時までです。この時間内に、自分が登録されている投票区の投票所で投票をさせてください。

投票できる人

こんどの選挙で投票できる人はつぎのような人です。

・昨年6月20日現在のいっせい調査にもとづいて登録された人、および10月10日現在の永久名簿の追加登録者。

・ことしの3月1日現在で追加登録された人、すなわち3月2日より他市町村からの転入者、昨年12月1日以前から引き続き本市に住所を有する人などで、3月1日まで登録申請書を出し登録された人。

ただし、名簿に登録されている人でも、投票日まで県外へ転出された場合は、選挙権がなくなります。

また、同じ県内の異動のときは新住所で登録されない限り、前住所で投票することになります。

入場券

10日ごろ配布

投票日に投票所で、選挙人名簿との照合を受けるために発行する「投票所入場券」は、4月10日ごろまでに、区長さんを通じて配布する予定です。

なお、ことしの2月15日までに市内で異動された人については原則として、新住所に転入された人から、投票所が従前と変わるようになります。

住みよ町明るい村



正しい選挙であたがくる

4月1日から 水道局が発足

市の水道事業も地方公営企業法の適用を受けることになり、4月1日からいまままでの水道課を廃止して、水道局として発足することになりました。

従来の公営企業法では、雇用される職員が五十人以上の場合に法が適用され、二十人未満のものについては、法の適用はその団体の任意とされていまし

不在者投票

投票は、直接投票所へ行ってするのが原則ですが、つぎのような事由で、当日投票所へ行けないときは不在者投票ができます。この場合、不在事由を証明する文書を添えて、3月31日から4月14日までの間に、不在者投票の請求をして、投票することができます。

- ① 魚津市以外で、職務または業務に従事するとき
- ② 公官署、会社、事業所などの長または代理人の証明書のため、魚津市以外へ旅行または滞在中であるとき
- ③ この場合、滞在中の市町村長、旅行または滞在地の市町村長、旅行または滞在地の市町村長の証明
- ④ 病気がけが、妊娠などのため、歩くことが非常に困難なとき

子どもの命を守る

交通事故から守る運動

4月は、交通安全を身につけていない子どもたちが、入学を迎えることなどから、例年、交通事故が多くなっています。

このため、4月1日から一か月間、県下いっせいに「子どもを交通事故から守る運動」が行なわれます。

子どもをお持ちの家庭では、学校や保育園へ行く道をよく考えられて、なるべく交通の少ない道を選ぶなど十分な配慮と、注意を促していただきたいと思います。

また、車を運転される人は、自分の子どもが道路を歩いているのだという気持ちで、安全運転を心がけて、痛ましい事故をなくしましょう。

外出には戸締りを

春の防犯心得

魚津警察署と市防犯協会では、4月6日から5月5日まで、春の防犯運動を実施します。市民のみなさんのご協力をお願いします。

▽隣近所は助けあって防犯を... 外出するとき、必ず隣近所へ声を頼みましょう。また、頼まれた家では、よく気をくばって

この場合、医師、助産婦の証明
④ 県内の他市町村へ転出したときに、前の住所で登録されている人が、新住所で投票する場合は、新住所の市町村長の証明が必要で

固定資産税 第一期分 軽自動車税

納期は5月1日です

身体障害者の軽自動車税の減免申請 身体障害者、下肢や車椅子の減免申請 体幹が不自由なため、歩くことがいじりしにくい困難な人が、みずから使用する軽自動車(原付自転車含む)には、申請によって税金がからなくなり、減免申請書を税務課へ出して

新しい住居表示スタート

4月から経田地区の一部で



住所を便利でわかりやすくするために、経田地区の一部で新しい住居表示の準備がすすまれましたが、4月1日から実施することになりました。

実施される区域は、地鉄本線から海側にある浜経田と岡経田の一部で、面積はおおよそ六平方キロ、七百世帯です。

みんなが一日でも早く新しい住居表示に慣れて、日常生活に役立てていただきたいと思

三つの町が誕生

この区域には、三つの町が誕生し、すべてこの制度によって、住居の表示が変わることになります。

各戸に表示板

新しくできる町は、経田西町(きょうでんにしまち)、経田中町(きょうちゅうでんかまち)、東町(ひがしまち)です。

▽新しい住居の表示
この住居表示にともなって、国や地方公共団体の機関では、土地の台帳や帳簿を書換えます。登記簿、住民票、選挙人名簿など公の台帳や帳簿を書換えます。

また、実施区域の各街区には、「街区表示板」を、各戸には「町名表示板」と「住居表示板」をそれぞれ見やすいところに取付け、だれでもすぐわかるようにしてあります。

▽新旧を対照してわかりやすく
市では、新しい住居と前の住居を対照した「新旧対照案内地図」と「新旧対照表」世帯主と新旧住居を書いた冊子をつくらせて、関係機関や地区の区長さんに配付しました。必要な場合にご覧ください。

また、実施区域の各街区には、「街区表示板」を、各戸には「町名表示板」と「住居表示板」をそれぞれ見やすいところに取付け、だれでもすぐわかるようにしてあります。

▽いままでの番地はどうなるか
住居の表示に長い間使われてきた「番地」は、全く廃止されるのではありません。必要に応じて、便利になるもの

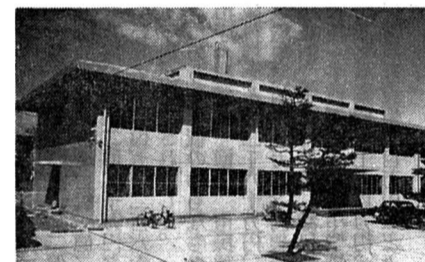
植樹で明るい国づくり

緑化運動にご協力

しも緑の羽根基金運動を実施し、みなさんご協力をお願いしております。また、明治百年に際し「緑のバジ」募金も実施していただきます。

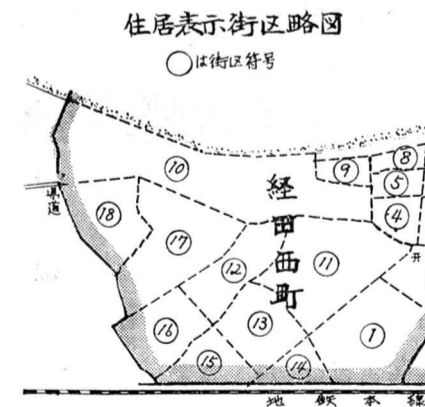
緑化運動の成果を高めるために、いっそうのご理解とご協力をお願いします。

裁判所庁舎、農協会館できる



△写真上▽ 富山地方裁判所魚津支部、魚津簡易裁判所の新庁舎は、総工費五千四百六十万円で大町の旧庁舎跡に改築されました。

△写真下▽ 魚津市農協では、国鉄魚津駅前、鉄筋四階建てのりっぱな会館を、二億四千万円の工費で建設しました。



- △日曜、休日の当番医▽
- 2日 青木医院 ②0362
 - 9日 越野医院 ②0840
 - 16日 晒屋医院 ②0490
 - 23日 松井医院 ②0745
 - 29日 石倉医院 ②0321
 - 30日 浦田医院 ②0733

住居の変更届

▽証明書の発行は無料です
住居の変更にもなって、登記関係、免許証、許可証などの変更手続きが必要になってきます。

・登記物件の表示は、登記所で変更しますが、不動産所有者の住居欄の表示は、各個人が申請することになっていきます。

また、法人登記の本店所在地および役員などの町名変更も同じです。

・勤務先への町名変更届、自動車運転免許証の住居変更届、各種飲食業許可書の住居変更届なども必要になってきます。

このような手続きをする場合には、市長が発行する住居表示変更証明書や住民票の抄本を添付することになります。市では(経田連絡所)手続きに必要な証明書は無料で発行することにしてあります。

▽新築や異動したとき
異動したり、家を改築して出入口の位置が変わったり、家を建てた場合、住居番号を変えたり、つけたりしなければなりませんので、すぐ経田連絡所へ届け出てください。

▽通報も新しい住所で
警察署や消防署も、すべて新住所表示に切り替えて事務を処理します。このために「一一〇番」「一一九番」への通報も、新住所表示で通報してください。前の住所ですと、新しいものと照合して、その位置を確認しなければなりませんので、それだけ遅くなり

新しい住所の表し方は、
町名 街区 番地
魚津市経田中町八番十五号
のようになります。したがって、住居表示が実施された区域へ郵便物を出す場合は、このように正しく書いてください。

実施区域の世帯などには、住居番号を入れた「決定通知書」を3月下旬にお届けしました。

また、郵便局では、知人や取引先などへ知らせるために、通信用はがきで連絡する便宜をはかってあります。